

オーストラリアリートファンド（毎月分配型）　月次レポート
（愛称：テニス　サポーターファンド2）

追加型投信／海外／不動産投信

販売用資料

商品概要

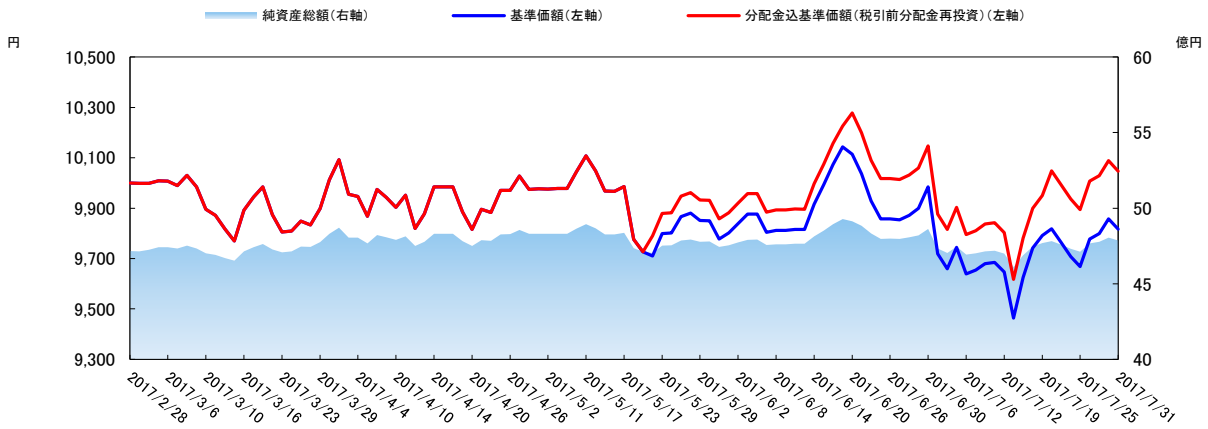
商品分類	追加型投信／海外／不動産投信
投資対象	円建の外国投資信託であるUBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド受益証券および国内籍証券投資信託であるカレラ マネープール マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
設定日	平成29年2月28日
信託期間	平成29年2月28日から平成39年2月22日まで
決算日	年12回（原則として、毎月20日。休業日の場合は翌営業日）

投資態度

- 主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券（リート）等（以下「オーストラリアリート」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、オーストラリアリートのオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。
- 外国投資信託受益証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、外国投資信託受益証券の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の推移

（2017/2/28～2017/7/31）



※　基準価額は信託報酬控除後の1万口当たりの価額です。
※　分配金込基準価額は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出した値であり、当社が公表している基準価額とは異なります。分配金込基準価額は、信託報酬控除後の価値です。税引後の運用実績は、課税条件等によってご投資家ごとに異なります。
※　過去の運用実績は、将来の運用成果等を約束するものではありません。当ファンドの投資価値および投資収益は下落することも、上昇することもあります。また、為替相場の変化により変動するものであり、元本を保証するものではありません。

ファンドの現況

（2017年7月31日現在）

基準価額	9,817円
前月末比	−168円
純資産総額	4,784百万円
前月末比	−77百万円

当資料はカレラアセットマネジメント株式会社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完全性を保証するものではありません。記載内容等は将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。取得申込に際しては必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容をご確認ください。

カレラアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）2636号
加入協会　：　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会



オーストラリアリートファンド（毎月分配型）　月次レポート
（愛称：テニス　サポーターファンド2）

追加型投信／海外／不動産投信

基準価額の期間騰落率

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
騰落率	−1.68%	−1.57%	未到来	未到来	未到来	−1.83%
騰落率（収益率）*	−0.98%	+0.73%	未到来	未到来	未到来	+0.47%

＊　基準価額の騰落率（収益率）は、税引前分配金を再投資したものとして計算されており、分配金込基準価額の騰落率です。

分配実績

（1万口あたり、税引き前）

期	分配日	分配金額
第1期	2017年3月21日	分配なし
第2期	2017年4月20日	分配なし
第3期	2017年5月22日	80円
第4期	2017年6月20日	80円
第5期	2017年7月20日	70円
	分配金合計額	230円

※　委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

※　投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。

当資料はカレラアセットマネジメント株式会社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完全性を保証するものではありません。記載内容等は将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。取得申込に際しては必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容をご確認ください。

カレラアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）2636号
加入協会　：　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会



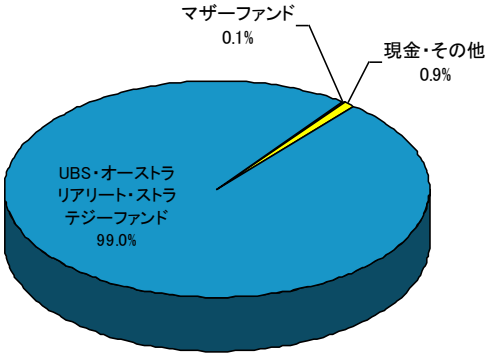
オーストラリアリートファンド（毎月分配型）　月次レポート
（愛称：テニス　サポーターファンド2）

販売用資料

追加型投信／海外／不動産投信

運用状況

組入ファンド	
ファンド名	比率
UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド	99.0%
カレラ マネープール マザーファンド	0.1%
その他	0.9%



UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンドの運用状況

＊UBSグループ提供のデータを基にカレラアセットマネジメントが作成しています。

ポートフォリオ情報	
組入銘柄数	17銘柄
カバードコール建玉のある銘柄	17銘柄

カバー率	
通貨カバー率	50%程度
オーストラリアリートカバー率	60%程度

＊カバー率は、外国投信ポートフォリオに対するオプションのポジションです。

オプションプレミアム・配当	
	予想年率
オーストラリアリートプレミアム	11.42%
通貨プレミアム	8.88%
オーストラリアリート想配当利回り	5.12%

＊7月24日コールオプション売却時実績値を基に年率で計算しています。

オプションプレミアム・配当等	
	実績値
オーストラリアリートプレミアム	20,257,684円
通貨プレミアム	28,863,331円
配当等	0円
インカム性収益合計	49,121,015円

※配当等とは、株式配当金の他、コール市場の金利収益を表しています。

組入上位10銘柄

＊7月末現在

	銘柄名	分類	組入比率		銘柄名	本店所在地	組入比率
1	ﾋﾞｼﾆﾃｨ･ｾﾝﾀｰｽﾞ	店舗用 不動産投資信託	10.1%	6	ｽﾄｯｸﾗﾝﾄﾞ	各種 不動産投資信託	9.6%
2	ミルバック・グループ	各種 不動産投資信託	9.9%	7	GPTグループ	各種 不動産投資信託	9.5%
3	グッドマン・グループ	工業用 不動産投資信託	9.7%	8	ｲﾝﾍﾞｽﾀ･ｵﾌｨｽ･ﾌｧﾝﾄﾞ	オフィス 不動産投資信託	5.3%
4	ﾃﾞｸｻｽ･ﾌﾟﾛﾊﾟﾃｨ･ｸﾞﾙｰﾌﾟ	オフィス 不動産投資信託	9.7%	9	チャーター・ホール・グループ	各種 不動産投資信託	4.6%
5	ｾﾝﾀｰｸﾞﾙｰﾌﾟ	店舗用 不動産投資信託	9.6%	10	BWPﾄﾗｽﾄ	店舗用 不動産投資信託	3.6%

当資料はカレラアセットマネジメント株式会社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完全性を保証するものではありません。記載内容等は将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。取得申込に際しては必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容をご確認ください。

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）2636号
加入協会　：　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会



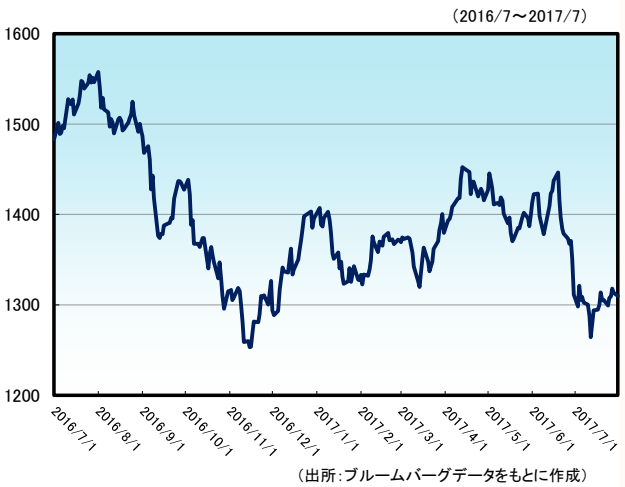
オーストラリアリートファンド（毎月分配型）　月次レポート
（愛称：テニス　サポーターファンド2）

販売用資料

追加型投信／海外／不動産投信

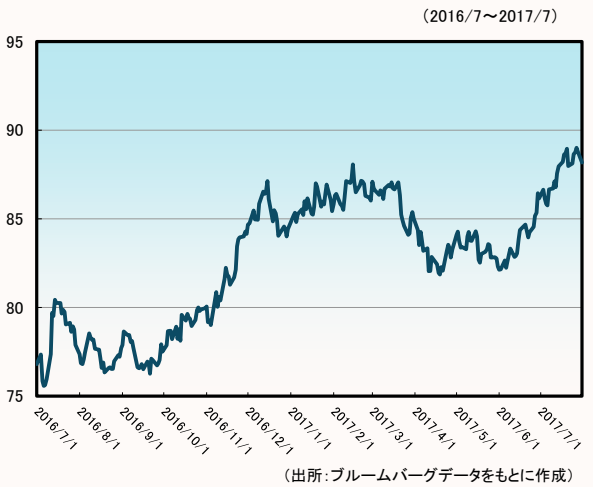
マーケットの状況

ASX200 REIT指数



（出所：ブルームバーグデータをもとに作成）

豪ドル（対円）



（出所：ブルームバーグデータをもとに作成）

マンスリーコメント

投資環境

オーストラリアでは4日、RBA（豪中銀）が政策金利を市場の大方の予想通り1.5%に据え置きました。欧米などでの引締め方針への転換を背景に、一部ではRBAの発表もタカ派的になるとの予想もありましたが、政策金利が据え置かれたため、発表後に長期金利と豪ドルは一時的に下落しました。18日、会合の議事録が公表され、中立的な金利水準が3.5%程度との認識と議論されたことが明らかになると、将来の利上げ期待から豪ドル高が加速しました。26日、RBAのロウ総裁は、他の主要国の金融政策正常化にRBAが追随し利上げする必要はないとの見方を示したほか、豪ドル高を牽制しました。

オーストラリアの6月の雇用者数は前月比1.4万人の増加となり、予想の1.5万人には届かなかったものの、フルタイム雇用者の大幅な増加が見られました。

ASX200 REIT指数は、欧州を中心とした金利上昇などを背景に月央まで下落しましたが、中旬以降は反発し、7月末は前月末比-0.1%となりました。為替市場では、豪ドルと連動性がみられる鉄鉱石の価格下落が一服し持ち直してきたことや、米国の政局不安などでドルが売られユーロや資源国通貨が買われたこともあり、豪ドルが月初の一時的に下落して以降は強含み、7月末は前月末比2.3%円安/豪ドル高の、88.2円となりました。

運用経過

引き続き、投資対象とする外国投資信託を通じてオーストラリアリートへ投資しました。当該外国投資信託の組入比率は、7月末で99.0%となりました。保有銘柄は前月と変わらず17銘柄で、株価は前月比で6銘柄が上昇、10銘柄が下落、1銘柄が変わらずとなりました。

2017年7月20日に一万口当たり70円を分配し、7月末の基準価額は、9,817円となりました。税引前分配金再投資後の騰落率（収益率）は、-0.98%となりました。

今後の投資方針

オーストラリアの長期持続的な成長と堅調な景気拡大に沿ったオーストラリアリートの成長、および、オーストラリアドルの対円での上昇を期待し、投資対象とする外国投資信託の組入れを高位に維持し、カバードコール戦略を維持することにより毎月決算の分配金原資の確保に努めます。

当資料はカレラアセットマネジメント株式会社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完全性を保証するものではありません。記載内容等は将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。取得申込に際しては必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容をご確認ください。

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）2636号
加入協会　：　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会



投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動き等により影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

（1）基準価額の変動要因

- **オーストラリアリートの価額変動リスク**

 外国投資信託においては実質的にオーストラリアの不動産投資信託受益証券（リート）等（以下「オーストラリアリート」といいます。）に投資しますので、ファンドの基準価額は、オーストラリアリートの価格変動の影響を受けます。オーストラリアリートの価格は政治経済情勢、発行体の業績（組入不動産等の価値や賃料、不動産市況の変動等）、市場の需給、オーストラリアリートに関する法制度の変更等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

- **為替変動リスク**

 外国投資信託においては実質的な組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、円に対する外貨建て資産の為替変動の影響を受けます。円高局面となり外貨建て組入資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

- **カバードコール戦略に伴うリスク**

 - 外国投資信託においては、実質的にオーストラリアドル建てのオーストラリアリートに投資するとともに、カバードコール戦略により、各銘柄のオーストラリアリートのコールオプションの売却および円に対するオーストラリアドルのコールオプションの売却を行います。このため、コールオプションの売却後に、オーストラリアリートや為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合などには、売却オプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、損益は営業日毎に時価評価され基準価額に反映されます。
 - カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の、各銘柄のオーストラリアリートの価格や為替レートの水準、権利行使価格水準、オーストラリアリートの価格や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、予想される各銘柄の配当、金利水準、市場での需給関係など複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。
 - カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日においてオーストラリアリートの価格や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えずにオーストラリアリートのみに投資した場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
 - 外国投資信託の換金やマーケット変動等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
 - 外国投資信託の追加やマーケット変動等に伴いカバードコール戦略を積み増した場合、積み増しに伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
 - カバードコール戦略において特定の権利行使期間でオーストラリアリートの価格や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際（ロール取引）のオーストラリアリートや為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後オーストラリアリートの価格や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。

 ＊ 当ファンドでは、外国投資信託を通じてオーストラリアリートに投資を行いますが、オーストラリアリートのカバードコール戦略ではコールオプションの売却が出来ない銘柄もあると想定されるため、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご留意ください。
 - 当初設定時、ロール取引日が休業日のとき、各国のオプション取引の決済制度に違いがあるとき、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予測されるとき、償還の準備に入ったとき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、カバードコール戦略を行えない場合があります。

当ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません

当資料はカレラアセットマネジメント株式会社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完全性を保証するものではありません。記載内容等は将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。取得申込に際しては必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容をご確認ください。

カレラアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）2636号
加入協会 ： 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会



投資リスク

- **スワップ取引に伴うリスク**

 外国投資信託におけるスワップ取引は、実質的にカバードコール戦略の投資成果を享受する契約です。取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することが出来ない可能性があることから損失を被る場合があります。
 外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実に取引するオーストラリアリートやオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

- **流動性リスク**

 市場規模や取引量が少ない場合、市場における取引の不成立や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、外国投資信託の基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

- **信用リスク**

 オーストラリアリートの発行体が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、オーストラリアリートの価格は下落し、外国投資信託の基準価額が下がる要因となる可能性があります。

- **特定業種への集中投資に関するリスク**

 外国投資信託においては特定の業種（オーストラリアリートセクター）に集中的に投資するため、株式市場全体と基準価額の値動きが異なる場合があります。また、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して基準価額が大きく変動する場合があります。

- **解約による外国投資信託の資金流出に伴う基準価額変動リスク**

 解約による外国投資信託の資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢とかい離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

- **資金移動に係るリスク**

 外国投資信託の主要投資対象国であるオーストラリア政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

- **予測不可能な事態が起きた場合等について**

 その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に外国投資信託の受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、外国投資信託の受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に外国投資信託の運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

「カレラ マネープール マザーファンド」

価格変動リスク

公社債は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には公社債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
＊基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（2）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
当ファンドは、受益権の口数が3億口を下回ることとなったとき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません

当資料はカレラアセットマネジメント株式会社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完全性を保証するものではありません。記載内容等は将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。取得申込に際しては必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容をご確認ください。

カレラアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）2636号
加入協会 ： 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会



オーストラリアリートファンド（毎月分配型） 月次レポート
（愛称：テニス サポーターファンド2）

販売用資料

追加型投信／海外／不動産投信

お申込みメモ

信託設定日	平成29年2月28日
信託期間	平成39年2月22日まで
購入の申込期間	当初申込期間：平成29年2月1日から平成29年2月27日まで 継続申込期間：平成29年2月28日から平成30年5月18日まで ただし、継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、オーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する場合には、お申込みができません。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
換金単位	1口単位
換金価額	換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0．3%（信託財産留保額）を控除した価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
決算日	年12回（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。） ＊初回の決算日は平成29年3月21日とします。
収益分配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。また、収益の分配は、第3期決算日（平成29年5月22日）から行う予定です。

＊公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
＊当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

お客様にご負担いただく費用

- 購入時に直接ご負担いただく費用

 購入時手数料 ： 原則として、申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に対して**上限3．24%（税抜3．00%）**を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

- 換金時に直接ご負担いただく費用

 換金時手数料 ： かかりません。
 信託財産留保額 ： 換金申込受付日の基準価額に**0．3%**を乗じて得た額とします。

- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

 運用管理費用（信託報酬） ： 計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に**年1．48932%（税抜1．379%）**の率を乗じて得た額とします。
 投資対象とする投資信託証券の信託報酬等 ： 投資対象ファンドの純資産総額に対して、年率0．527%程度となります。
 実質的な運用管理費用（信託報酬） ： 当ファンドの純資産総額に対して、**年率2．01632%程度（税込・概算）***となります。
 *当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託（管理）報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。
 その他費用 ： ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料（売買委託手数料、保管手数料等）、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等（その他費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。）

＊手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
＊詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料はカレラアセットマネジメント株式会社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完全性を保証するものではありません。記載内容等は将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。取得申込に際しては必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容をご確認ください。

カレラアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）2636号
加入協会 ： 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会



オーストラリアリートファンド（毎月分配型） 月次レポート
（愛称：テニス サポーターファンド2）

追加型投信／海外／不動産投信

委託会社その他関係法人の概要

- 委託会社 **カレラアセットマネジメント株式会社**
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）2636号
 加入協会 ： 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

 【当ファンドの委託会社として、受益権の募集、受益権の発行、信託財産の運用指図、投資信託説明書（交付目論見書）・運用報告書の作成等を行います。】

- 受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

 【当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。】

- 販売会社（取扱順） **安藤証券株式会社**
 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第１号
 加入協会 ： 日本証券業協会

 【当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。】

ご留意事項

- 当資料は、カレラアセットマネジメント株式会社が作成した資料です。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
- 当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

*******　安藤証券からのお知らせ　*******

安藤証券は、私たちに共通で身近な文化であるスポーツの振興や発展を応援し、社会に貢献できることを願います。そのために、安藤証券は、当ファンドの取扱いにより得られた信託報酬の一部を、プロテニスプレイヤーの強化、同コーチやトレーナーのサポート、さらには将来日本のテニス競技を担う子供たちの育成を目的として、直接にまたは関連する法人、団体、協会などを通じて支援いたします。

＊ 支援の金額、方法等については安藤証券が決定することとし、状況に応じて変更される場合もあります。
＊ 支援の対象となる選手、コーチ等や関連する法人、団体、協会などは、当ファンドの販売または運用等には関与いたしません。

当資料はカレラアセットマネジメント株式会社が各種データに基づいて作成したものですが、その情報の確実性、完全性を保証するものではありません。記載内容等は将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。取得申込に際しては必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容をご確認ください。

カレラアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）2636号
加入協会 ： 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

オーストラリアリートファンド（毎月分配型）
愛称：テニス サポーターファンド２

追加型投信／海外／不動産投信

投資信託説明書（交付目論見書）使用開始日：平成 29 年２月１日

【訂正事項分】効力発生日：平成 29 年７月 14 日使用開始

●交付目論見書３ページ（販売用資料２ページ、販売用補足資料１ページ）

戦略のポイント　２.（囲み枠）

【変更前】

オーストラリアリートおよびコールオプションに関する運用は、UBS・ルクセンブルク・フィナンシャル・グループ・アセット・マネジメント・SA および UBS 銀行ロンドン支店が行います。

【変更後】

オーストラリアリートおよびコールオプションに関する運用は、ランタン・ストラクチャード・アセット・マネジメント・リミテッド※および UBS 銀行ロンドン支店が行います。 ※UBS・ルクセンブルク・フィナンシャル・グループ・アセット・マネジメント・SA は、2017 年５月の合併により社名が変わりました。

●交付目論見書６ページ（販売用資料７ページ、販売用補足資料 26 ページ）

＜投資先ファンドの概要＞

【変更前】

主な関係法人	管理会社・投資顧問会社：UBS・ルクセンブルク・フィナンシャル・グループ・アセット・マネジメント・SA （略）

【変更後】

主な関係法人	管理会社・投資顧問会社：ランタン・ストラクチャード・アセット・マネジメント・リミテッド※ （中略） ※UBS・ルクセンブルク・フィナンシャル・グループ・アセット・マネジメント・SA は、2017 年５月の合併により社名が変わりました。

●交付目論見書 11 ページ（販売用資料裏表紙、販売用補足資料 29 ページ）

お申込みメモ

【変更前】

申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、オーストラリア、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する場合には、お申込みができません。

【変更後】

申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、オーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する場合には、お申込みができません。

変更理由：当ファンドがファンド・オブ・ファンズ方式により主要投資対象としている外国投資信託の休業日の変更に伴い、当ファンドの申込不可日を変更しました。

※本書面は、当ファンドの交付目論見書の訂正事項分です。

※販売用資料および販売用補足資料にも共通で使用するため、該当ページをカッコ内に記載しております。

証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の証券投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせいたします。

【変更するファンドの名称】
追加型証券投資信託　オーストラリアリートファンド（毎月分配型）

【変更の内容】
上記ファンドの投資信託約款款第 13 条第５項に記載された「ルクセンブルク」を「アイルランド」に変更する約款変更および第 37 条第１項に記載された「ルクセンブルク」を「アイルランド」に変更する約款変更を行いました。

（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
（略） 【受益権の申込単位および価額】 第 13 条（略） ⑤　前各項の規定にかかわらず、信託契約締結日以降において指定販売会社は、受益者が第35条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がフランス、オランダ、イギリス、ドイツ、アメリカまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受け付けません。 （略） 【信託契約の一部解約】 第37条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位（累積投資契約にかかる受益権については、１口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行の請求日の午後３時までに当該一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がフランス、オランダ、イギリス、ドイツ、アメリカまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。 （略）	（略） 【受益権の申込単位および価額】 第13条（略） ⑤　前各項の規定にかかわらず、信託契約締結日以降において指定販売会社は、受益者が第35条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がフランス、オランダ、イギリス、ドイツ、アメリカまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受け付けません。 （略） 【信託契約の一部解約】 第37条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位（累積投資契約にかかる受益権については、１口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行の請求日の午後３時までに当該一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がフランス、オランダ、イギリス、ドイツ、アメリカまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。 （略）

以上

平成 29 年７月 14 日
東京都中央区日本橋兜町 10 番３号
カレラアセットマネジメント株式会社